広報 にしかつら

2010. JULY
No.402
7

主な内容

- 献血に協力を！・・・・・・・P２
- 日本脳炎予防接種について・・P２
- 後期高齢者医療について・・・P４・P５
- その他のお知らせ・・・・・・P７～
- フォトニュース・・・・・・・P10・P12
- 行事予定・人の動き・・・・・P11

Photo：虫歯予防教室

Nishikatsura

福祉保健課

献血にご協力を！

病気や交通事故などで大量に出血された患者さんの命を救うためには輸血が必要です。その輸血用の血液確保のために「献血」が必要です。血液は生きた細胞であるため、人間の体の中でしか造られず、人工的に造ることはできません。また、輸血用血液は長い間保存するができません。輸血で人を救うためには、献血していただくしか方法がないのです。

健康なあなたの血液を社会に役立ててください。

献血へのご理解、ご協力をお願いします。

日時　平成22年8月3日（火）
午前10時～午後3時

場所　いきいき健康福祉センター

※昨年度町で実施された献血において、女性の方で「400ml献血」をされた方は年間総献血量を超えてしまうため、今回は「400ml献血」はできません。

乳幼児の保護者のみなさんへ

日本脳炎の予防接種が再開となりました！

これまで日本脳炎ワクチン接種の積極的な勧奨を差し控えておりましたが、平成21年6月に新しいワクチン「乾燥細胞培養ワクチン」が定期接種（1期初回・追加）のワクチンとして位置づけられました。さらに本年4月1日より第1期の標準接種期間に該当する方（平成22年度においては、3歳のお子さん）に対して積極的勧奨を再開しています。

そのため、対象年齢であれば他のお子さんも接種は受けられます。

1　**現行の日本脳炎定期予防接種のスケジュールは次のようになっています。**

〇第1期（3回）　初回接種（2回）：生後6か月以上7歳6か月未満（標準として3歳）
（6日から28日までの間隔をおいて2回接種）
追加接種（1回）：初回接種後おおむね1年後（標準として4歳）

〇第2期（1回）：9歳以上13歳未満（標準として9歳）現時点では接種できません。
（国の方針が決まり次第周知します）

2　**すでに配布してあります予診票を使用してください。**

定期接種対象期間内（7歳6か月未満）であれば費用は無料（公費負担）です。
お手元に予診票がない場合は、いきいき健康福祉センター保健係までご連絡ください。

3　**接種の勧奨を差し控えたことにより予診票を配布していないお子さんには、個別に予診票を送付しました。**

〇また、第1期初回接種2回と追加接種が7歳6か月未満までに必ず終了するようご注意ください。

4　**「乾燥細胞培養ワクチン」接種による副反応について、ＡＤＥＭ（アデム・急性散在性脳脊髄炎）の発生頻度は現時点では不明です。今後も十分な注意が必要です。**

5　**接種にあたっては、主治医にご相談ください。**

お問い合わせは　いきいき健康福祉センター　保健係　TEL 25-4000

総務課

交通事故多発地点（西桂町役場前交差点）現地調査・検討会実施

県内の交通事故多発地点に指定（西桂町役場前交差点）去る５月 31 日（月）に現地調査・検討会が実施されました。

西桂町役場前交差点交通事故発生状況（平成 21 年）

事故区分	発生件数	類型別	件数	当事者居住地・人数
人身事故	4	追　突	4	西桂町６ 都留市６ 富士吉田市５ 忍野村１ 県外１ 不詳１ （同乗者含む）
		横断中	1	
物損事故	6	追　突	2	
		出合頭	3	
		その他	1	

注意！！　近隣地市町村居住者による交通事故が多発している。
◎車を運転する時は、車間距離をあけ、交差点については安全確認を心がけましょう。

情報公開実施状況

西桂町情報公開条例の規定に従い、21 年度中の各機関の情報公開について下記のとおり公表します。

21 年度中の情報公開実施状況

実施機関	請求件数	左の請求後の対応結果			対応結果のうち不服申し立て件数
		公開	部分公開	非公開	
西桂町	０件	０件	０件	０件	０件
西桂町教育委員会	０件	０件	０件	０件	０件
西桂町選挙管理委員会	０件	０件	０件	０件	０件
西桂町公平委員会	０件	０件	０件	０件	０件
西桂町監査委員	０件	０件	０件	０件	０件
西桂町農業委員会	０件	０件	０件	０件	０件
西桂町固定資産評価審査委員会	０件	０件	０件	０件	０件
西桂町議会	０件	０件	０件	０件	０件

税務住民課

アクティブクラス（体操教室）を開催します。

募　集　随時受付
講　師　健康運動指導士
問合先　西桂町役場（国保担当）いきいき健康福祉センター（保健係）

肥満・生活習慣病予防等の改善の場として、65歳未満の方を対象にアクティブクラスを開催します。健康体操をとおして「生活習慣病予防を心がけましょう」
この機会に、是非ご参加下さい。

日　時　7月9日～12月17日　計24回　毎週金曜日　午後8時～9時
場　所　いきいき健康福祉センター
内　容　リズム体操・腰痛改善予防体操・肩こり予防体操を行い、教室前と教室後の体脂肪率・腹囲の測定を行います。

国民健康保険からのお知らせ

～医療機関・薬局の受診等にあたっての留意点～

現在、休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しており、そのことが病院勤務医の負担が過重となる原因のひとつにもなっています。必要な人が安心して医療が受けられるようにするとともに、最終的に保険税や窓口負担として皆様にご負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診等する際には、次のことを留意しましょう。

●休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。
●かかりつけの医師を持ち、気になることがあったらまずはかかりつけの医師に相談しましょう。
●同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。
●薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。（薬のもらいすぎに注意しましょう）
●薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。
●後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも安くすみます。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示することなどにより、後発医薬品の利用について相談にのってもらうことができます。

過去の広報誌を町のホームページで見ることができます。「http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp」にアクセス！

医療についてのお知らせ

期日をご確認のうえ納め忘れあるいは残高不足のないようにご注意ください。
また各納期限までに納付がない場合には、翌月 20 日頃に督促状がお手元に届きますので、ご了承ください。

■ 保険料の軽減について

平成 22 年度の保険料の軽減については前年と同様になります。

【軽減一覧表】
平成 22 年度では後期高齢者医療保険料の軽減は次のようになっております。

◆均等割軽減

軽減判定対象総所得金額等が次に該当する世帯の被保険者は、下記の均等割額が軽減されます。

軽減割合	判定方法	軽減額	均等割額	適用期間
8.5 割軽減	33 万円以下	32,903 円	5,807 円	恒久的措置
9 割軽減	8.5 割軽減に該当する場合に、その世帯の被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入 80 万円以下	34,839 円	3,871 円	恒久的措置
5 割軽減	33 万円＋｛24.5 万円×被保険者数（世帯主を除く）｝以下	19,355 円	19,355 円	恒久的措置
2 割軽減	33 万円＋｛35 万円×被保険者数｝以下	7,742 円	30,968 円	恒久的措置

※基礎控除額などは税制改正などで今後変わることがあります。
※判定時は、世帯主及び被保険者の軽減判定の総所得金額等にて判定します。
※公的年金を受給されている方は、判定時に 15 万円が控除されます。

◆所得割軽減（恒久的措置）

賦課のもととなる金額が、58 万円を超えない被保険者については、所得割額が一律 5 割軽減されます。

◆被用者保険の被扶養者に対する 9 割軽減

被用者保険の被扶養者であった場合には、所得割額は発生せず、均等割額は 9 割軽減されます。均等割軽減額は、34,839 円となるため、保険料額は 3,870 円となります。

問合先　税務住民課　住民係

平成 22 年度　後期高齢者

■ 後期高齢者医療被保険者証について

新しく有効期限が平成 23 年 7 月 31 日の後期高齢者医療被保険者証が交付されます。
新しい後期高齢者医療被保険者証は薄緑青となります。
被保険者の皆様のお手元には 7 月下旬には簡易書留にて郵送されます。新しい被保険者証はお手元に届きました日よりお使いになることができます。
現在お使いのものにつきましては、8 月以降お使いになれません。古い被保険者証につきましては個人情報が記載をされていますので、裁断するなどして廃棄していただきますようお願いします。

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用・標準負担額減額認定証につきましては平成 22 年 8 月 1 日より新しいものとなります。こちらの証の色は変更ありませんが、有効期限が平成 23 年 7 月 31 日までのものとなり、被保険者証に同封し郵送いたします。
前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付させていただきます。

■ 平成 22 年度後期高齢者医療保険料について

平成 22 年 7 月に平成 22 年度後期高齢者医療保険料が決定されます。平成 22 年度後期高齢者医療保険料は平成 21 年中の年金や給与・農業・不動産といった収入に基づいて算定され、平成 22 年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間分をそれぞれの納付方法に応じた納期回数で除した金額で各期納めていただきます。
今年度の 7 月算定時に賦課対象とする被保険者の方は平成 22 年 7 月 1 日までに資格を取得されている方が原則対象となっています。また以降の月において、資格を取得した被保険者の方へは、取得月の翌月に通知書等を送付いたします。

■ 納付方法について

特別徴収（年金より直接天引き）の方には、7 月中旬に保険料決定通知書及び納入通知書が送付され、10 月以降（12 月、翌年 2 月）に天引きされます。
また翌年度 4 月以降の仮徴収額は、2 月時の特別徴収額と同額になります。
既に仮徴収されている方は、本算定された年額から 4・6・8 月に納めていただいた金額を控除した差額が 10・12・翌年 2 月の 3 回に分けて天引きされます。
普通徴収の方（納入書等により直接金融機関等で納める方あるいは口座振替を申請された方）は、7 月中旬に保険料決定通知書及び納入書が送付されます。納期は年 8 回（7 月から翌年 2 月まで毎月）となっております。
口座振替の方については通知書に記載された納期限に口座より引き落としされます。

過去の広報誌を町のホームページで見ることができます。「http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp」にアクセス！

産業振興課

農地転用規制の強化について

農地区分の判断基準等が平成22年6月1日より見直されます。

「農地法等の一部を改正する法律」（平成21年12月15日施行）により、農地の区分の要件・判断基準等（市街化区域以外）が見直され、農地転用許可基準が厳格化されます。

改正農地法では、優良農地の確保を図る観点などから、

①第1種農地の集団性基準の厳格化（改正前20 ha以上→改正後10 ha以上）

②第1種農地の転用不許可の例外事由の厳格化

③第3種農地の該当基準の厳格化

等の、改正がありました。（平成21年12月15日改正）

これらの規制強化事項については、平成22年6月1日申請分から適用されます。これにより、転用許可の見込みありとして農用地地区からの除外を行った土地であっても、転用許可できなくなることもありますのでご注意ください。

【1. 国又は都道府県が行う公共転用に係る法定協議制度】

国又は都道府県が病院、学校等の公用施設の設置のために行う農地転用については許可不要とされていました。優良農地の一部について公共転用が行われると、その周辺の一団の優良農地も転用されてしまう恐れがあります。そこで、国又は都道府県が行う農地転用について、許可権者との協議を通じて農業上支障のない農地を選定させるよう誘導する制度です。

【2. 第1種農地の集団性基準の厳格化】

第1種農地は原則として転用が認められません。（例外規定はあります。）第1種農地の集団性基準につきまして、現行の「おおむね20 ha以上」から「おおむね10 ha以上」に引き下げます。

【3. 第1種農地の転用不許可の例外事由の厳格化】

優良農地を確保する観点から、第1種農地の転用不許可の例外事由を厳格化すべく、次に掲げる措置を講じます。

ア. 第1種農地の転用不許可の例外事由のうち転用許可の際に位置選定を誘導し得たるものについて代替性要件を追加します。

イ. 既存施設を拡張する場合に認められる第1種農地の転用面積を既存施設の敷地面積以下から既存施設の敷地面積の1／2以下に引き下げます。

ウ. 隣接地と一体として同一の事業の目的のために農地転用を行おうとする場合に認められる第1種農地の転用面積の割合を全体面積の1／2以下から1／3以下に引き下げます。

【4. 第3種農地の該当基準の厳格化】

第3種農地は原則として転用が認められています。第3種農地の該当基準を厳格化すべく、現行規定では1. 水管、下水管又はガス管が埋設している道路（幅員4m以上）の沿道の区域であって、かつ2. 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設・公益施設が存することとしているのを、1. について、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されていることとします。

（農地法改正の主なポイント）

1 農地貸借の緩和と農地利用の責務が明確化（農地法2条、3条）

(1)別居してる場合でも2親等以内の親族（配偶者、父母、子、祖父、母、孫、兄弟姉妹）は世帯員として判断されます。（農地法2条2項）

(2)農地の権利を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する旨、法律に明記されます（農地法2条の2）

(3)農業生産法人の出資制限が緩和される（農地法2条3項）ほか、農業協同組合（連合会を含む）も、農地の貸借により農業経営が行えるようになります。（農業協同組合法11条の31、農地法3条2項）

(4)農地の貸借について、「農業生産法人以外の法人（業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事）」や「農作業常時従事者以外の個人」にも、権利が設定できるようになります。ただし、毎年、農地の利用状況を農業委員会に報告する義務が発生します。（農地法3条3項、6項）

(5)相続によって農地を取得した人は、農地のある市町村の農業委員会に届出が必要になります。（農地法3条の3）届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられることになります（農地法69条）

2 農地転用規制の厳格化（農地法4条、5条）

(1)違反転用に対する罰則が強化されます。都道府県知事等による行政代執行制度（農地法51条）が創設されるとともに違反転用における原状回復命令違反者も、違反転用と同様に3年以下の懲役または300万円以下の罰金（農地法64条）法人の場合は1億円以下の罰金（農地法67条）となります。

(2)国又は都道府県が公共施設の設置をするための農地転用については、許可不要でありますが、病院、学校等の公共施設（省令で定める）は許可の対象となります。

3 遊休農地対策の強化（農地法30条～44条）

(1)農業委員会が全ての遊休農地を対象に指導、勧告を行うようになります。

(2)農地が遊休化されれば、相続税納税猶予の適用を受けている場合、猶予期限の確定となり、猶予税額を利子税と合わせて支払わなければなりません。

夏のＥｙｅ愛ひとみ相談会

お子さまの見え方について不安を感じている方、成人されてから目に障害を持ち悩んでいる方、視覚に課題がある子どもさんを指導されている先生など、目のことでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

○日時及び会場

7月10日（土）、7月11日（日）、8月28日（土）
山梨県立盲学校
（甲府市下飯田２―10―２
ＴＥＬ　０５５―２２６―３３６１）

8月29日（日）
山梨県立あけぼの支援学校　文化交流館
（韮崎市旭町上條南割３２５１―１
ＴＥＬ　０５５１―２２―６１３１）

時間はいずれも午前10時から午後３時まで。
*これは本校の入学相談会ではありません。

○相談費用
無料

○申し込み方法
前日までに電話で申し込みをお願いします。
受付時間は、平日午前９時から午後５時まで。

○問い合わせ先
山梨県立盲学校
Ｅｙｅ愛ひとみ相談支援センター
担当：佐田
ＴＥＬ　０５５―２２６―３３６１
ＦＡＸ　０５５―２２６―３３６２

学校見学及び入学相談

山梨県立盲学校は、視覚障害のある方の職業自立を目指した職業学科が高等部に設置されております。視力が弱いために車の運転ができないなどの理由により就職問題で悩んでいる方、視力低下に伴い現在の仕事が難しくなっている方、中学校・高等学校卒業後、適当な進路が見つからない方やその御家族、またそうした方々を支援されている皆様にぜひ、本校について知っていただきたいと考えております。

本校では、そのような皆様に学校見学及び入学相談を行っております。詳細については、お問い合わせください。お気軽に御来校ください。お待ちしております。

○場所及び時間帯
山梨県立盲学校

【学校見学及び入学相談】
・年間通して電話及びメールによる相談を受け付けています。
・毎週月曜日午前９時から正午、毎週木曜日午後１時30分から３時までを学校見学及び入学相談日として設定しています。

【授業見学週間】
平成22年７月12日（月）～７月16日（金）
・高等部本科保健理療科、専攻科保健理療科及び専攻科理療科の授業を公開します。

○入学条件および取得できる受験資格

【高等部本科保健理療科】
・中学校卒業者（卒業見込み）またはそれと同等の学力の方

【高等部専攻科保健理療科及び高等部専攻科理療科】
・高等学校卒業者（卒業見込み）またはそれと同等の学力の方
・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家試験受験資格試験受験資格

○申し込み方法
事前に電話でお申し込みください。
受付時間
平日午前９時～午後５時

○問い合わせ先
山梨県立盲学校
（甲府市下飯田２―10―２）
教育係　担当：白倉　保坂
ＴＥＬ　０５５―２２６―３３６１
ＦＡＸ　０５５―２２６―３３６２
E-mail　ysvi@kai.ed.jp

夏休み子どもの「きこえ」と「ことば」の相談会

～ろう学校「きこえとことばの相談支援センター」～

お子さまの「きこえ」「ことば」のことで不安はありませんか。
少しでも不安のある方は、この機会にご相談ください。専門の教員がご相談に応じます。来校されるのが難しい方は、電話やメールでの相談も受けております。

日時　平成22年７月14日（水）～７月17日（土）
場所　県立ろう学校（山梨市大野１００９）
対象児　０歳児から幼児指導室

相談内容
①お子さまの「きこえ」と「ことば」に関する悩みの相談
②「きこえ」と「ことば」に不安のあるお子さまへのかかわり方のアドバイス（育児相談）
③聴力測定
④補聴器相談

申込方法
事前に電話かＦＡＸで日時を予約してください（締め切りは７月９日（金）午後５時まで）
☆費用は一切かかりません。
☆完全個別予約制で秘密は厳守します。
☆電話やＥ―メールでの相談も常時受け付けています。ただし、相談期間中はご遠慮ください。
☆この相談会はろう学校入学とは関係ありません。

問い合わせ先
ろう学校「きこえと言葉の相談支援センター」（手塚）
ＴＥＬ　０５５３―２２―１３７８
ＦＡＸ　０５５３―２２―６４１９
E-mail　Sodan@rogako.kai.ed.jp

少年補導員（少年警察ボランティア）が県警本部長より委嘱されました!!

第22期少年補導員の総会に先立ち
西桂地区担当
高尾一男さん
遠山幸夫さん
が委嘱されました。「少年の非行防止と健全育成」を目指して地域に根ざした活動をご期待申し上げます。

大月警察署管内
少年補導員連絡協議会

留学生ホストファミリー募集

米・カリフォルニア大学留学生と気軽に交流していただけるご家庭を募集します。英語を教えてもらったり、日本語を教えてあげたり、留学生と楽しく異文化交流してみませんか。
興味のある方はお問い合わせ下さい。
都留文科大学　国際交流室
電話：０５５４―４３―４３４１
滝口・小林
メール
fumi@tsuru.ac.jp(mailto:fumi@tsuru.ac.jp)
小林

富士急ハイランドでは西桂町の町民の方を対象に特別料金を設定しました。

期間　平成22年7月16日（金）～7月31日（土）

設定料金

券種	区分	料金	通常料金
フリーパス券	大人	2,900円	4,800円
	中人	2,600円	4,300円
	小人	2,200円	3,500円
入園券	大人	500円	1,200円
	中人	500円	1,200円
	小人	300円	600円

※免許証等、西桂町に在住していることが証明できるものをご持参下さい。
※小学生は、名札をご持参いただければ、対象とします。

問合せ先　㈱富士急ハイランド販売促進部　TEL　0555―24―6888

訓練生募集のご案内

〈パソコン科〉

訓練期間　8月末～10月末（2ケ月間）

訓練内容　ITの基礎知識（OA機器操作方法）、パソコンの操作法（ワープロ・表計算機能等）の習得

応募資格　求職者（原則として公共職業安定所に求職登録をし、職業相談をうけた結果、公共職業安定所長が受講あっせんする方）

受講無料　（教材費などは自己負担）

入校選考日　7月23日締め切り

・訓練場所
・お問い合わせ先　県立都留高等技術専門校（都留市小形山1番地）　TEL　0554―43―8911

在職者訓練の訓練生を募集します

●エクセル　応用

日程　9月6日（月）、7日（火）、9日（木）、10日（金）、13日（月）、14日（火）、の計6日間。

時間　午後6時～9時

定員　20名

受講料　2，100円

内容　表計算ソフトのデータ検索と抽出、関数機能、ワークシート・ファイルにまたがった表計算及びデータ集計、ファイル間の連結機能等を習得します。

対象者　“エクセル”の基礎知識を習得している方。

受付開始日　7月6日（火）

●商業簿記入門〔Ⅰ及びⅡ〕

日程　9月16日（木）、17日（金）、21日（火）、24日（金）、27日（月）、28日（火）、30日（木）、10月1日（金）、4日（月）、5日（火）、7日（木）、8日（金）、12日（火）、14日（木）、15日（金）の計15日間。

時間　午後6時～9時

定員　20名

受講料　4，200円（別途テキスト代あります）

内容　簿記を初歩から学びたい方のための入門コースです。日商簿記検定試験3級の受講対策にもご利用いただけます。

※〔Ⅰ〕と〔Ⅱ〕の2講座を一括開講します。単独の受講はできません。

対象者　簿記について学びたい方

受付開始日　7月16日（金）

【申込み】

規定の用紙に記入し、お申し込みください。（電話のみでの申し込みは不可。FAX可、規定用紙をご請求下さい。）定員になり次第、以降はキャンセル待ちとなります。

【問い合わせ】

県立都留高等技術専門校（都留市小形山1番地）　TEL　0554―43―8911　FAX　0554―43―8912

「富士北麓都市計画区域マスタープラン」住民説明会の開催について

山梨県では、富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・忍野村・山中湖村を含む富士北麓都市計画区域における今後の都市づくりの方向性を示すため、「富士北麓都市計画区域マスタープラン」を策定中です。この計画に富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・忍野村・山中湖村の皆様のご意見を反映させていただくため、次のとおり説明会及び意見交換会を開催します。

○日時　7月22日（木）　午後7時30分～午後8時30分

○場所　富士吉田合同庁舎　大会議室（富士吉田市上吉田1―2―5　TEL　0555―24―9050）

○内容　「富士北麓都市計画区域マスタープラン（素案）」について　意見交換

○その他　参加無料（事前の申込等は必要ありません。）

○問い合わせ　山梨県県土整備部都市計画課　TEL　055―223―1716　FAX　055―225―1724

2010HOKUROKU「夏休み陸上教室」短距離

開催日　平成22年7月19日（月）「海の日」

受付　午前9時　※雨天中止

場所　富士北麓公園陸上競技場

内容　日本陸上競技短距離強化コーチによる講義および実技指導

対象　県内在住の小学生（4、5、6年生）、中学生　保護者、又は責任者の同伴が可能な児童、生徒とします。

参加料　無料

定員　先着　100名

申込方法　所定の申込用紙にボールペンで必要事項を記入し、FAX・郵便、又は窓口に直接お申込み下さい。

申込期間　平成22年6月20日（日）～7月11日（日）　午前9時～午後5時

平成22年度富士五湖広域行政事務組合 消防職員採用試験実施要綱

富士五湖広域行政事務組合消防職員を次のとおり実施します。

1．採用職種及び採用予定人員

（1）職　　種　消防吏員
（2）採用予定人員　8名

2．受験資格

（1）この試験が受けられる者
①大　学　卒：昭和59年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者
②高校以上卒：昭和61年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者
③平成23年3月前記各学校を卒業見込みの者

（2）身体要件
①身長：1．6メートル以上
②胸囲：身長の2分の1以上
③体重：52キログラム以上
④体質：健全で四肢に支障のない者（呼吸器・心臓疾患・腹部内臓器に疾病のない者）
⑤視力：弁色力及び聴力が完全である者
⑥言語明瞭で発声充分である者

（3）住所要件
採用時において構成市町村に住所を有し、その後も当該地域に継続して居住するもの。

3．欠格条項

（1）日本の国籍を有しない者
（2）成年被後見人及び被保佐人
（3）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（4）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
（5）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4．受験手続及び受付期間

（1）山梨県町村職員統一採用試験申込書に記入して申込み下さい。
郵送の場合は、封筒の表に「町村職受験」と朱書きし書留郵便にして下さい。なお「受験票」には宛先を明記し、50円切手を貼って下さい。

（2）申込書の受付期間
平成22年7月20日（火）から8月10日（火）まで
受付時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。（土曜、日曜日及び祝祭日は除きます。）
なお、郵送の場合は8月10日消印のあるものまで受け付します。

（3）申込先及び問合せ先
〒403－8599
富士吉田市下吉田1896番地
富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部　管理課
電話　0555－22－4428

5．第一次試験

（1）日時及び場所
平成22年9月19日（日）午前9時00分（受付時間午前8時30分から）
山梨県立大学（池田キャンパス）
甲府市池田1－6－1

（2）試験方法
①教養試験（公務員として必要な知識・技能について）
②消防適正検査（消防職員としての適応性の検査を行なう）

6．第二次試験

（1）日時及び場所
平成22年11月上旬に行いますが、日時場所等については第一次試験合格者に通知します。

（2）試験方法
①文書による表現力等についての試験
②人物についての面接による試験
③一般性格診断検査
④職務遂行に必要な体力度試験（運動靴、ジャージを持参）

生物多様性まつり2010

テーマ　日本の「気になる」生きもの展　～ピンチな生きものとエイリアン～
内　容　生命のつながりについて、標本展示や工作体験、野外観察会を通じて紹介します。
日　時　8月1日（日）
午前9時～午後5時
場　所　環境省生物多様性センター（富士スバルライン沿い、料金所手前）
対　象　どなたでも
参加費　無料
申し込み　一部イベントは事前予約（7月26日（月）午後5時締切）と保険代として1人50円必要
問い合わせ先
環境省生物多様性センター
TEL　0555－72－6033
FAX　0555－72－6035
担当　葉山（ハヤマ）
HP　http://www.biodic.go.jp/

申込先
〒403－0005
山梨県富士吉田市上吉田5000
（財）山梨県体育協会
富士北麓公園管理事務所
TEL　0555－24－3651
FAX　0555－24－3368
Mail. hokuroku@nfi.or.jp

「FUji-はぎれアートコンテスト」作品募集

織物産地として知られる郡内地域では、多種多様な織物製品が製造されています。しかし、製品の陰で多くの「はぎれ」が不要となり、産業廃棄物として処分されています。この「はぎれ」を活用した個性的なアート作品を募集します。

テーマ　「はぎれの再生」
参加料　一次審査応募時　無料
二次審査応募時　応募作品1点につき1，000円
一次審査（書類審査）受付期間
9月1日～9月15日

はぎれアート大賞1点賞金20万円、このほか16点を入賞作品として表彰します。（賞金あり）

問い合わせ先
山梨県郡内地場産業センター
電話番号　0555－24－4406
URL　http://www.fsp.or.jp

児童館活動報告

見かけましたら応援宜しくお願いします (^.^)/~~

5／22
遊戯王カード遊び

参加した子ども達が自分達でルールを決めておこないました。

何回か対戦をしシングルバトル・タッグバトルなどでも楽しみました。今後は男子の参加出来る事業の要望もありましたので、どの様な事業がいいのか…なども話し合いました。

1位　**渡辺こうめい**
2位　**渡辺きょうへい**
3位　**小山りょうたろう**
4位　**宮下なおき**
5位　**小林まさひで**

6／2
地域子育て創生事業・アグリキッズ（幼児親子農業体験）

今回は白なす・枝豆・モロッコいんげんの植え付けを行ないました。また、前もって鹿糠さんが植え付けて下さったカラーピーマン・なす・きゅうりの支柱立て、ネット張り、シュロ縄しばりをして、各自名札を付け今後は自分で育てていきます。子ども達も一緒に土を掘ったりかぶせたり、隣の田んぼの水で遊んだり…背中で眠ってしまった赤ちゃんもいて、お母さん方本当にお疲れさまでした!(^^)! 青空の下、とても気持ち良く皆でいい汗をかきました。家に持ち帰ったミニトマトの質問や、鹿糠さんの説明に熱心に聞き入る姿、山へ山菜採りに行くという話題もあり、若いお母さん方の意外な一面もうかがえ、作業の手際の良さに「なるほど！それで…」と納得しました。倉見の畑で若いお母さん方の姿を

6／5
ベイブレードであそぼう！

6年生のゆうた君・みつき君・じんや君・いっそう君・こうめい君が中心となり、あいさつ・トーナメント表作り・審判等を行い会を進めてくれました。ベイブレードやスタジアムは持参してもらい色々な種類がある事にびっくりしました。改造したり、交換しあいながらそれぞれが工夫をしていました。

家ではできない、対戦相手がいない等で遊ぶ機会のなかった子もいたので、広い場所で年齢差なく楽しめる事がよかったです。“どんな事をするのかなぁ？”と見に来た小さいお友達もいました。参加した子ども達も6年生の話をよく聞き、6年生は自覚を持って対応し頼もしさを感じました。

1位　**安留きょうすけ**
　　ギャラクシーペガシス
2位　**岡村ゆうた**
　　ロックレオーネ
3位　**渡辺こうめい**
　　アースフェニックス
4位　**高山いっそう**
　　アースオルソ

母親クラブ

5月の活動は牛乳パックで父の日・母の日の感謝を込めて写真立てを作りました。それぞれ素敵なプレゼントが出来ました。

7月16日（金）いきいき健康福祉センター　お菓子作りの予定です。皆さん参加して下さいね (^.^)/~~

保　育　所

一日保育士

5月26日（水）、22年度役員のお父さん、お母さん方に一日保育士として入室していただきました。子ども達はちょっぴり遠慮しながらお父さん、お母さん先生と遊んでいましたが、すぐに甘えられるようになり、とても嬉しそうでした。今後もこのような機会を続けていき、保護者の方々と共に子ども達の成長を見守っていきたいと思います。

年長児教育ファーム

年長児参加の野菜作りも今年で3年目となりました。町の方々の協力をいただき少しづつ取り組んできた農業体験も今では、園の欠かすことのできない活動となっています。意欲満々の子ども達は、畑に行くといつも見ることができないような笑顔で作業をしています。今年はこれまでに、ジャガイモ、とうもろこし、さつまいも、ナス、きゅうりなどの苗付けや種まきとペットボトル稲作体験をしたり、散歩をしながら畑に出向いては草取りをし、作物の生長に感激しているような日々です。これからも収穫にむけて楽しく畑仕事に取り組んでいきます。

虫歯予防教室

6月8日（火）虫歯予防教室が行われました。エプロンシアターを見たりして、歯を磨くことの大切さや歯を丈夫にする食べ物について学びました。その後は、歯磨きやうがいの仕方を練習し、「バイキンを退治したよ！」と、とてもとても満足な様子でした。午後には3歳児の親子を対象に歯磨き指導を愛育会の方々にもお手伝いいただきカラーテスターを使用しての磨き残しチェックなどを行い、学び多い一日となりました。

山梨県立科学館よりお知らせ

ちびっこたなばたまつり7／7（水）
・内容　プラネタリウム満天の星空の中、七夕さまの物語、歌、を楽しみます。夏の星座のお話もあります。
・時間　10：30～11：15　11：45～12：30
　　13：30～14：15
・定員　各回50名程
・対象　3歳以上のお子様と保護者
・費用　プラネタリウム観覧料（別途入館料）
・申込　不要

大人のためのプラネタリウム7／10（土）
・内容　山形由紀子さんによる「よだかの星」（宮沢賢治）の朗読を美しい星空とともにお楽しみいただきます。
・時間　17:15～18:00
・定員　160名
・対象　中学生以上
・費用　500円
・申込　不要

工作の達人養成講座 7/19（月・祝）

おもしろ科学研究所 7/26（月）

山梨県立科学館
〒400-0023　甲府市愛宕山358-1
TEL　055-254-8151
FAX　055-240-0168
http://www.kagakukan.pref.yamanashi.jp

写真は12ページの「フォトニュース」！

慶弔

おめでた（誕生）

柿園　堀内　蓮卓　保護者
下暮地　奈良瑚鞠優希

おしあわせに（婚姻）

（古内）裕貴　倉見
（高村）詩歩　都留市

おくやみ（死亡）

（木元）英之　神奈川
（坂根）優　本町

親族
下暮地　加賀美良身吉一
柿園　権守あら江芳男
柿園　岩田すみ江博

5月届出

人口と世帯

平成22年6月1日現在

男	2,329人	(−1)
女	2,433人	(−1)
合計	4,762人	(−2)
世帯	1,511世帯	(+1)

7月・8月上旬　行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
7月の納税 ●固定資産税　第2期 ●国民健康保険税　第1期 ●介護保険料　第1期 ●後期高齢者医療保険料　第1期				7月 1	2 ●特定検診及びがん検診 am8:30〜10:00 （いきいき健康福祉センター） ●年長児お泊り保育 （保育所）	3 ●特定検診及びがん検診 am8:30〜10:00 （いきいき健康福祉センター） ●年長児お泊り保育（保育所） ●児童館事業 am10:00〜12:00 （いきいき健康福祉センター）
4	5	6 ●両親学級 pm7:30〜9:00 （いきいき健康福祉センター）	7 ●ひよこ学級 am10:00〜12:00 （倉見・畑）	8	9	10 ●資源化物回収 am7:00〜 ●中学校図書館一般開放日 am10:00〜pm3:00 ●児童館休館
11	12	13	14 ●ふれあい健康相談 am10:00〜12:00 （ふれあいサロン三つ峠） ●1歳6か月健診 pm1:15〜 （いきいき健康福祉センター）	15 ●のびのび広場 am10:45〜11:15 （いきいき健康福祉センター）	16	17 ●児童館事業 am10:00〜12:00 （いきいき健康福祉センター）
	いきいきパワーアップ健診申込期間　7月12日(月)から16日(金)まで					
18	海の日 19	20	21	22	23	24 ●中学校図書館一般開放日 am10:00〜pm3:00 ●児童館休館
25	26	27	28 ●ふれあい健康相談 am10:00〜12:00 （ふれあいサロン三つ峠） ●乳児健診 pm1:30〜 （いきいき健康福祉センター）	29 ●すくすく1歳児相談 am10:00〜12:00 （いきいき健康福祉センター） ●5歳児相談 pm4:00〜 （いきいき健康福祉センター）	30	31 ●児童館事業 am10:00〜12:00 （いきいき健康福祉センター）
8月 1	2	3 ●献血 am10:00〜pm3:00 （いきいき健康福祉センター）	4	5	6	7 ●中学校図書館一般開放日 am10:00〜pm3:00 ●児童館休館
8	9	10 ●2歳児相談 pm1:15〜 （いきいき健康福祉センター）	11 ●ふれあい健康相談 am10:00〜12:00 （ふれあいサロン三つ峠） ●ひよこ学級 am10:00〜12:00 （倉見・畑）	12	13	14 ●児童館休館

広報に関するご意見・ご感想・ご質問は　TEL：0555-25-2121　FAX：0555-20-2015
E-mail：kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp

フォトニュース

PRINTED WITH SOYINK この広報誌は環境保護のため、再生紙、大豆油インキを使用しています。

発行：西桂町役場　総務課　広報担当